

若者の未来づくりを 応援する



公益財団法人 かながわ生き生き市民基金

目 次

◆基調講演

地域の社会資源を活用した「食」と「職」と「住まい」の支援 鈴木 和樹 2

～一緒に連帯する・協働で取り組む～

◆パネルディスカッション 神奈川発！若者希望社会へ 12

1 シェアハウスと若者	石上 恵子	13
—生活困窮者支援 16 年を通じて—		
2 生きづらさを抱える若者の働きの場づくり	伊佐 憲明	17
—引き払い事業とおもしろ倉庫の実践—		
3 ワーカーズ・コレクティブ協会の居場所の取組み	岡田百合子	22
—孤立させず地域でつなぎ支える—		
4 地域の企業と若者をつなぐコーディネーターが、今求められている 永岡 鉄平	27	
5 意見交換		32

◆付記

生活困窮者自立支援法等の一部見直しの方向性と課題 澤口 隆志 35

フォーラム概要

開催日	2017 年 9 月 24 日	場 所	ユニコムプラザさがみはら
主 催	公益財団法人かながわ生き活き市民基金 + フォーラム実行委員会 フォーラム実行委員会メンバー		
	鈴木和樹・石上恵子・伊佐憲明・岡田百合子・永岡鉄平・大石高久・荻原妙子		
後 援	神奈川県・神奈川新聞社・(一財)神奈川県地域労働文化事業団・ (公社)神奈川県地方自治研究センター		
共 催	(特非)POPOLO・(特非)フェアスタートサポート・(一社)神奈川県生活サポート (特非)ワーカーズ・コレクティブ協会・(企)W.Co キャリー・W.Co はっぴいさん		
協 賛	生活クラブ生協・福祉クラブ生協・(社福)いきいき福祉会・(特非)WE21 ジャパン・ 神奈川県労働者福祉協議会・神奈川県教職員組合・神奈川県高等学校教職員組合・(一社) ソーシャルコーディネートかながわ・神奈川ワーカーズ・コレティブ連合会・女性・市民 コミュニティバンク・(特非)まちづくり情報センターかながわ・(特非)参加型システム研究所・(公財)横浜YMC A・神奈川県生活協同組合連合会		

子ども・若者の孤立と貧困を、まちづくりの課題とするフォーラム報告

「子ども・若者の孤立と貧困に立ち向かう市民活動を応援する」

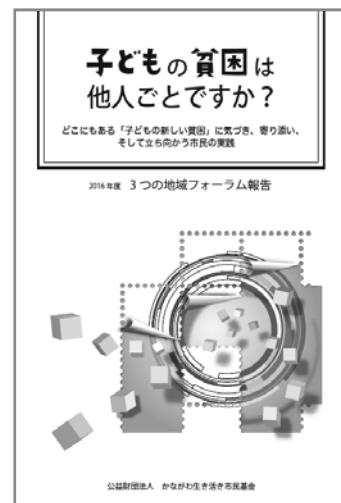
2016年発行

2016年、6人に一人の子どもが貧困状態にあるという政府発表、また子ども・若者の困難を支援する団体からの助成申請団体が増えていることに気づき、子ども・若者の孤立・貧困を考える市民フォーラムを開催しました。



「子どもの貧困は、他人ごとですか？」 2017年発行

子どもの課題は子どもが暮らすまちの課題です、子どもたちのことを知る、困難を抱える子どもを支援する地域の市民活動を知る、そして活動に参加していくこと、地域の活動団体が実行委員となり登壇する地域フォーラムを、3か所（逗子市・相模原市・港北区）で開催しました。



「若者の未来づくりを応援する」 2018年発行

子どもの成長とともに、家庭に負担を求められる教育費用・生活費用は増え、困難な家庭で育つ子どもの格差はますます拡がり、少くない若者が非正規雇用の不安、就労できない、居場所がない、失敗するとセカンドチャンスがない、など厳しい状況から抜け出せなくなっています。子どもが成長し若者となった時、就労や、信頼できる人々と語り合える場をどのように得ていくかは、若者の一生におおきな影響を持つことになります。

財団では、困難を抱える若者の仕事・住まい・生活の支援を取り上げ、フォーラムを開催することにしました。実行委員になって頂いたのは、静岡で困窮者の相談か、住まい、就労、生活支援、フードバンクに取り組む鈴木和樹さん、神奈川で若者の就労支援や住まい支援に取り組む永岡鉄平さん、石上恵子さん、伊佐憲明さん、岡田百合子さんです。

ここに報告書をまとめ、さらに次の一步への活用につながることを期待します。

2018年1月 公益財団法人かながわ生き生き市民基金

「若者の未来づくりを応援する」基調講演

地域の社会資源を活用した 「食」と「職」と「住まい」の支援 ～一緒に連携する・協働で取り組む～

NPO 法人 POPOL0 ハウス 事務局長

NPO 法人フードバンクふじのくに 事務局次長

鈴木 和樹 さん

今日は、厳しい状況にある若者の状況とその支援についてお話しします。現在、私は、36歳で静岡県富士市において生活困窮者の方を支援する拠点の NPO 法人 POPOL0¹ハウス(みんなの家)と NPO 法人フードバンクふじのくにを運営して、地域の社会資源を活用した支援を行っています。



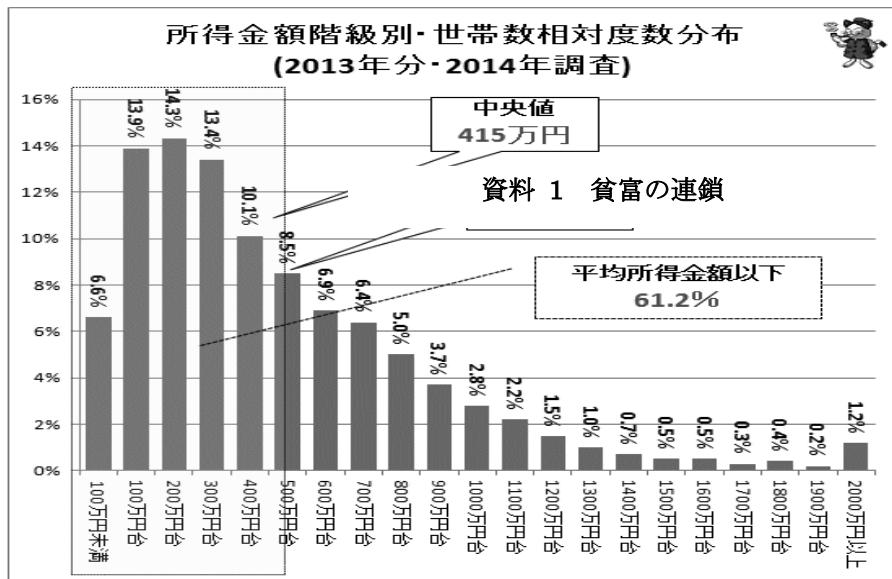
フードドライブに参加する鈴木さん

1 なぜ、生活困窮者支援を始めたか？

まず、どうして私が生活困窮者支援の活動を始めたのかについてお話しします。私は、子ども（1歳）の時に、両親が離婚し、父方に引き取られ、父はほとんど養育をしなかったので、もっぱら祖母や叔母に育てられました。祖母は商売をやっていましたので、経済的には余裕がありました。しかし、祖母が脳溢血で倒れ商売ができなくなり、さらに父が祖母の財産を使い込んでしまい、生活保護を受給することになってしまいました。生活保護を受給していることを理解してもらうのは大変です。高校生の修学旅行の時の経験です。静岡県では生活保護の家庭が医療機関を受診する際は、ソーシャルワーカーに連絡して受診するので保険証は持っていません。就学旅行に行く前に保険証の写しを提出しますが、その仕組みを理解していない先生が、保険証の写しを後ろから順番に提出しなさいと言われ、大変、困りました。当時は、生活保護受給者が少なかったこともあると思います。食事も十分にとれない生活も経験しました。この様な経験から、誰でもすぐに生活困窮に陥ってしまうことを実感しました。

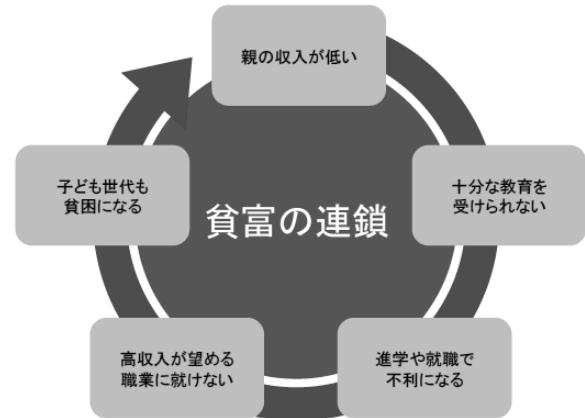
¹ POPOL0：イタリア語で民衆・人々・みんなの意味で、みんなで社会たすけをしていこう！という想いで POPOL0 ハウスと名付けられた。

世帯別の所得状況（2013年分（平成25年））でみると、平均値528万円、中央値415万円で、平均所得以下の世帯は、61.2%となって格差が確認できます（資料1）。このことは、



資料1 所得金額世帯数相対度数分布

貧富の連鎖（資料2）につながっています。本当は貧困の連鎖とすべきですが、あえて貧富としています。親の収入が低いと子どもは、十分な教育を受けられず、進学や就職で不利になり高収入の得られる職業に就くことができず、親と同様に子どもの世代も低収入しか得られず、貧困が繰り返されてしまう貧困の連鎖に繋がってします。一方、親の収入が高いと、逆の連鎖である富（裕）の連鎖にも繋がります。大学には進学しましたが、ほとんど、バイトに明け暮れていきました。若者の仕事の斡旋やインターネットカフェの店長をやりそこに泊りにくる若者たちの相談を受けていました。



資料2 貧富の連鎖

精神的理由	身体・知的的理由	社会的理由
精神疾患 依存性 発達障がい 労働意欲喪失 障がいのラインに届かないが精神等 な理由がある方	身体的障がい等 知的障がい等 難病の方 病弱な方 障がいのラインに届 かないが知的等にな らかの理由がある方	高齢者 ニート 引きこもり 家族の介護 父子、母子世帯 長期離職者 ホームレス 低学歴

※生活クラブ風の村 資料参考

資料3 POPOLo 相談者

2 相談窓口の限界と POPOL0 ハウスの開設

何かできないことがないかと考え、2010 年に自立生活支援のための相談窓口を開設しました。相談者は、精神的、身体・知的、社会的理由のある方です（資料 3）。しかし、相談窓口があっても、ただ相談を受けるだけでは解決する出口はありません。児童養護施設を卒業して就職に失敗し困っている若者や、生活に困っている人だけでも生活保護を受けたくない人など様々です。そんな人に対しては相談するだけでは問題は解決せず、まず宿泊する家がないと支援は始まりません。そこで、生活困窮者自立支援制度の中にある一時生活支援事業²のシェルター事業で POPOL0 ハウス（みんなの家）を作つて自立への支援することにしました（資料 4）。

いろいろな人が来ています。車上生活を含むホームレス、会社の倒産や派遣切りなどによる解雇、家賃滞納による退去、ネットカフェ難民、ネグレクトなどの虐待を受けた子どもなど様々です。POPOL0 ハウスでは自立への支援プログラムを実施しています。まず、基本的な生活習慣を取り戻すため生活習慣の改善に取り組みます。自炊実習もその一環です（資料 5）。

次に、清掃や植樹の世話などの中間的就労を通じて社会参画を通じて働く喜び、自己肯定感を育てていきます（資料 6）。町内のお祭りにも積極的に参加しています（資料 7）。

POPOL0 ハウスの運営にあたっては、地域の理解が重要ですので、「うちの町内会で万引きするな！」とよく注



資料 4 一時生活支援事業



資料 5 自炊実習



資料 6 中間的就労



資料 7 祭りの手伝い

POPOLOハウスの実績

これまでの実績 平成23年度～28年度
(平成23年12月1日～平成29年3月31日)

入居者総数434人
(現在17人 入居中)

就労・自立人数 273人
就労・自立率 約63%

(就労内訳)
正規社員45人
非正規社員207人
住居決定までの入居21人

資料 8 POPOL0 ハウスの実績

² 一時生活支援事業：生活困窮者自立支援法に基づく支援事業で、ホームレスやネットカフェ難民など、住居がなく生活に困窮している人を支援する事業。

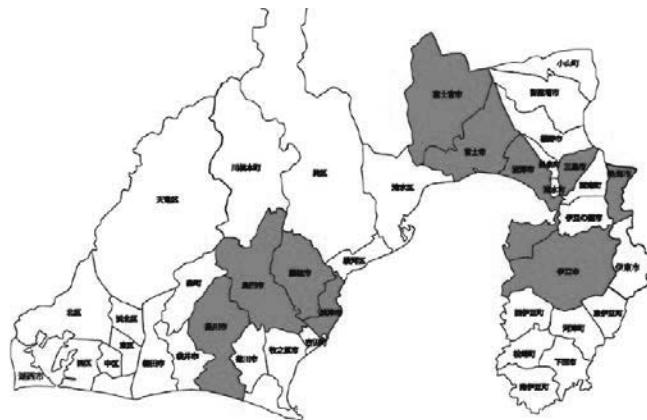
意しています。もちろんどこのまちでもダメなのですが、お腹がすいていたりすると昔のくせが抜けず万引きをしてしまう入居者がいて、謝罪に行ったことがあります。

POPOLO ハウスの実績（2011年
（平成23年）12月1日～2017年
（平成29年）3月31日）ですが、
資料8のように、入居者総数434人
で、就労自立人数（率）は、273人
(63%)となっています。就労内訳
は、正規社員45人、非正規社員207

人、住居決定までの入居 21 人となっています。現在の入居者は 17 人です。年齢層は、40 代から 50 代の中高年者が中心ですが、若い利用者も増加傾向にあり全体の 2 割が若者となっています。富士市はじめ静岡県内の 10 自治体と契約を結んで生活困窮者の方を受け入れています（資料 9）。行政の垣根を超えた全国的に先駆的な事例として厚生労働省も注目しています。その他の自治体からの受入れは、自主財源で受け入れています。

3. なぜ、社会で分断が起きるのか？

現在、社会では貧困、雇用（正規・非正規）、世代間などによる分断が発生しています。その背景にはまず、①過度に広がる自己責任論があります。子どもの貧困の場合には出てきませんが、大人に対しては自己責任論が発生してきます。本人ではどうしようもない貧困や社会制度の問題に対しても自己責任が問われてきます。②義務教育以降の教育を保障する制度がありません。本来、教育は公共的なものです。不幸にして機会を失った人に教育を保障していくことは社会として必要なことです。しかし、そのような政策を進めるためには、③租税抵抗感の高まりがあります。そういう生活困窮の人たちの救済や教育等に対して税金を使うことの理解を得ることは難しい状況にあります。④世代間で必要な政策についてギャップがあります。若者世代と高齢世代では、必要な政策に差異があります。若者世代は、雇用や子育ての政策を重視していますが、高齢世代では医療・介護・年金などの政策を優先しがちです。そこに世代間の分断が生まれています。高齢世代は、子育てについて、昔のイメージで考えてしまうので、社会制度として子育て環境を充実していくことへの意識は薄く、世代による分断が生まれています。³



資料 9 10市に拡がる

³ 分断社会に関する参考図書：井手英策・古市将人・宮崎雅人（2016）『分断社会を終わらせる』筑摩書房、井手英策・松沢祐作編岩波ブックレット『分断社会・日本』（2016）等

4 相談・住支援から食支援への展開～フードバンクふじのくにの設立～

このように分断社会の中で、私たちは相談を受け、POPOLO ハウスを作り支援を行ってきました。しかし、相談を受けても、食べる物が無ければ、家があるけどお金が無い人の支援はできません。まず、食べ物が必要なのです。

そこで、2012年からフードバンク事業を開始しました。最初は、色々な企業に電話をかけて寄付をお願いしても信用されず大変でした。企業の担当者とお話しするだけでも長い時間がかかりました。最初は一生懸命にやって1年間に約5トンの食品を配ることができましたが、とても足りません。フードバンクは、食品ロス⁴と貧困問題を社会的課題として捉えた効果的な取組みです。しかし、POPOLOの信頼のなさからなのか、なかなか活動が広がりませんでした。企業の担当者の立場で考えれば、よく分からぬ団体から寄付をお願いされても、寄付した食品による食品事故の不安や、騙されているのではないかなどと疑ってしまうことも理解できます。まず、信用をつける必要がある。そのためには長い時間が必要なのか？と困ったときにひらめきました。私には信用はないが、信用のある人に信用してもらい、信用のある人の信用を借りればいいのではないか！そう考えて2014年（平成26年）5月に特定非営利法人フードバンクふじのくに（以下、フードバンクふじのくに）を立ち上げました。代表には、私の大学時代の恩師である日詰教授（静岡大学）にお願いし信用を借りました。フードバンクふじのくにには、労働組合、生協、福祉団体、社会参加団体など10を超える団体が参加しています（資料10）。

理事長	静岡大学教授 日詰 一幸
理事	静岡県生活協同組合連合会 連合静岡 静岡県労働者福祉協議会 静岡県労働者福祉基金協会 青少年就労支援ネットワーク 静岡県ボランティア協会 ワーカーズコープ NPO POPOLO NPO サポートしみず
監事	静岡県労働金庫 中遠地区労福協

資料 10 フードバンクふじのくに構成団体

フードバンクふじのくにの目的は、フードバンクという仕組みを地域に定着させ、食を通じて人の縁を結び、互いが助け合う「困った時はお互い様」な社会、「もったいない」を「ありがとう」に変えることが当たり前になる社会をめざしています。

5 フードバンクふじのくにの活動の特徴

フードバンクふじのくにでは、困っている方に直接には食品を渡さず、地域の団体の窓口から届けています。地域の支援組織である行政、社会福祉協議会、関係団体はじめ、福祉団

⁴ フードバンクが必要とする食品：①中身は問題ないが外箱に傷がついて売り物にならない商品、②売れない規格外品（農産物の過剰品等）、③期限が迫ってきた防災備蓄品、④賞味期限はまだ間はあるが販売する期限が切れたもの、⑤生産工場などで欠品を出さないために作られた余剰品等

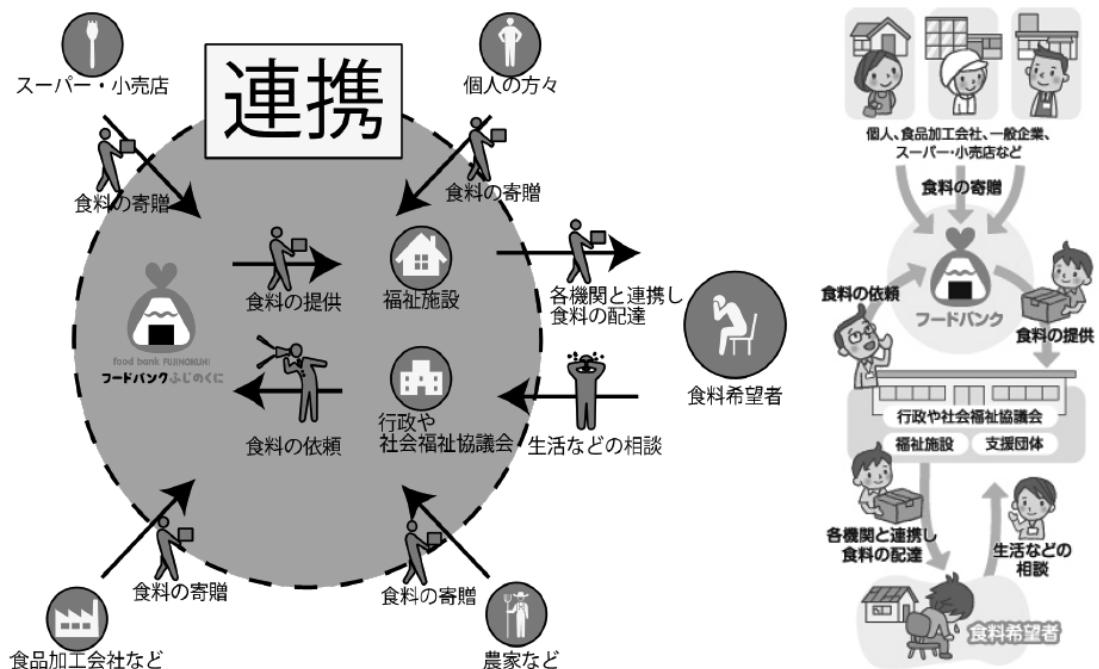
体等を通じて届けています。行政等の公的組織では地域への馴染みが少なく行き届かない点もあるので、民間団体である福祉団体等の特性を活かして届けています。フードバンクは、ただ、生活に困っている人に食品を渡して終わりではありません！なぜなら貧困状態にある人はさまざまな問題を複合的に抱えていることが多い（資料 11）、フードバンクが食品を配るだけでは困っている人の支援が十分ではないからです。たとえ私たちが住居や食事、就労を提供してもそれだけでは貧困で困っている人の問題は解決しません。

うつ状態にあることが多くそれに対する医療・福祉的ケア、低学歴による不安定な雇用、多重債務の法律問題、人間関係の貧困・断絶など様々な問題を抱えています。困窮者的人が抱える様々な問題に対処するためには、様々な支援組織や専門家が協働でやる必要があります。資料 12 にあるとおり、フードバンクふじのくにでは、地域の各機関・団体と連携して食料を届けています。地域の各機関・団体は色々な相談を受ける中で、食品の支援が必要かどうかを判断し、必要があれば直ぐに食料を配ったり、私たちに食料の依頼をします。私たちが、相談者の食料ニーズを把握することは相談時間もかかり、現在の私たちの体制では

貧困状態の人は様々な問題を複合的に抱えていることが多い



資料 11 複合的な課題を抱える



資料 12 フードバンクの連携

できません。私たちは食品の調達、調整、管理、配達等の役割が主となります。地域で各機関が行っている相談は、食の支援にもつながっているので、関係性が作り易く効果的なものとなります。現在、静岡県内の 35 市町村とすべて連携しています。また市役所や社会福祉協議会以外に連携している団体は、資料 13 のとおりなっています。

- ① 地域包括支援センター(高齢者)
- ② スクールソーシャルワーカー (子ども)
- ③ 学校 (子ども)
- ④ 地方検察庁 (更生保護)
- ⑤ 民生・児童委員 (地域・自治会)
- ⑥ 母子寡婦福祉会(女性)
- ⑦ ひきこもり支援センター (若者)
- ⑧ 外国人支援団体 (外国人)

資料 13 市役所・社協以外の連携団体

スクールソーシャルワーカーが学校で生徒のニーズを把握し、直接学校で子どもに食料を配ることもあります。更生保護活動を通じて食料を配ることにより、お腹を減らすことがなくなり、再犯防止に繋がっています。また、地域の状況を把握している民生・児童委員の方を通じて食料を届けています。フードバンクを理解していただくため、「会いに行きますキャンペーン」と名付けて、町内会や民生委員の方を対象に勉強会を開催しています。希望が多く、私は風邪もひくことができません？！ ひきこもり支援センターから、親が亡くなった引きこもり者への支援を求めてきましたこともありました。

このようにフードバンクは、食を通じて人の縁を結ぶ地域の仕組みとして欠かせない役割を果たしています。フードバンクふじのくにの実績は、2015 年（平成 27 年）4 月から 2017 年（平成 29 年）3 月までの 2 年間で提供重量 103 トン、提供件数 4174 件となっています（資料 14）。今年度は更に、寄贈重量、提供件数とも増加しています。

平成27年4月～平成29年3月	
寄贈件数	1607件
寄贈重量	109トン
提供件数	4174件
提供重量	103トン

資料 14 設立以来の実績

6 広がる様々な連携 ~フードドライブの取り組み~

困難な状況にある人を支援したいという市民、企業、行政等の連携は、フードドライブという活動を通じて大きく広がっています。

フードドライブとは、一般家庭の食品を寄付し、その食品を福祉施設や困窮世帯に提供する活動です。市民にとってこの活動は、①市民同士が助け合う関係を築くことにつながったり、②寄付者である市民自身が食品ロスや貧困問題を考える機会にもなります。

静岡県内では最大 176 抱点で行われ、フードドライブの回収ボックスを行政の窓口⁵やスーパー・マーケット⁶などに設置し大変、関心を集めました（資料 15）。

⁵ 島田市役所は行政として全国初でフードドライブボックスを設置、湖西市役所は全国初で常設で設置。

⁶ 静鉄ストア（33 店舗）、ユーコープ（17 店舗）、スーパー富士屋（4 店舗）に設置された。



資料 15 フードドライブ

フードバンクの連携は、資料 16 にあるように広がっています。その他、若者が多い J リーグの試合会場や、生活に余裕のある方が買い物に来るデパートなどでのフードドライブも候補にあがっています。

フードドライブの最大の狙いは、食品を集めることが第一ではなく、様々な場所、福祉とは関係ない場所にもフードドライブボックスを設置し、「見えにくい貧困を多くの人に気づいてもらう」ことです。困っている人がいることを気づいてもらい、フードバンクの活動を周知、啓発することをねらいとしています。若い世代は行政の敷居が高く、NPO はよくわからず、困っていても自分よりも困っている人がいるのではと我慢しがちです。もっと「助けて」と声をあげて欲しいのです。そのためには、フードドライブを通じて、フードバンクの認知を高め、社会からの偏見や行政への不信感を弱め、地域の身近な仕組みとして定着させ、困っている人にフードバンクを使ってもらいたいので力を入れています。フードバンクを利用した方からお礼の声が寄せられ、地域の仕組みとして定着しつつあります。

藤枝市公民館でフードドライブ 17 か所
課を超えた会議体の結成(労働政策課・
地域福祉課・県民生活課等)
行政職員・仏教婦人会・映画館・病院に
よる自主的フードドライブ
ボランティアによる大学単位の認定
高校・大学での自主フードドライ活動

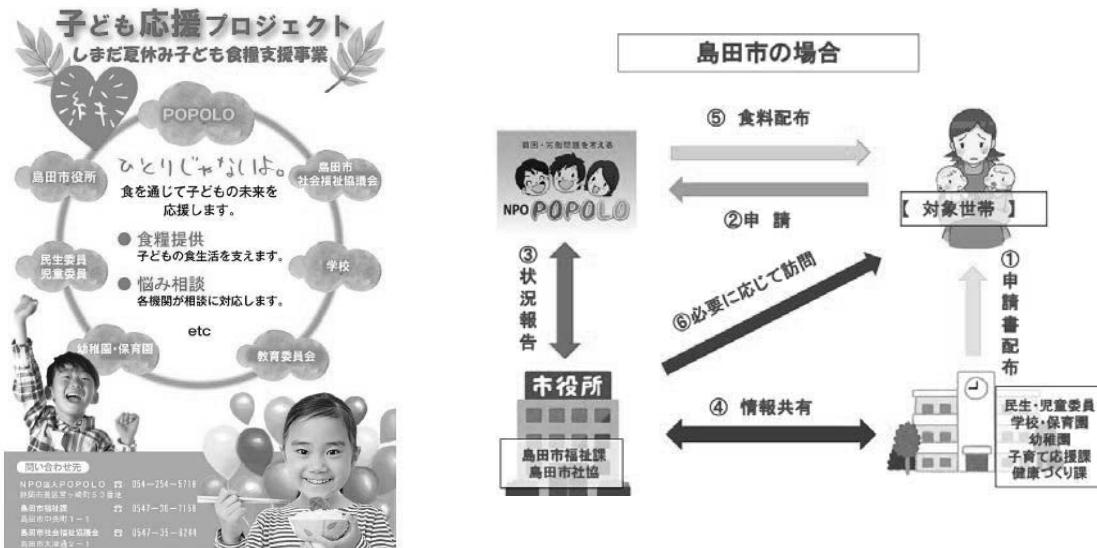
資料 16 拡がるフードドライブ

7 今後の課題—気軽に相談し易くする仕組みづくり—

このような取組みを続けてきましたが、まだまだ困っている人は見えにくい状況です。子どもや保護者と身近に接している小学校の先生や幼稚園や保育園の教諭や保母でも、「身近に貧困状態で困っている人はいない」と言っています。特に保母さんたちに状況を説明しても信じてもらえません。このような状況を打開し対象者の掘り起こし、その状況を共有するために、2017 年の夏、私たち POPOLo が主催し、島田市役所と協働して『子ども応援プロジェクトーしまだ夏休み子ども食料支援事業ー』を行いました（資料 17）。

この事業は資料 18 にあるとおり、学校、保育園、幼稚園の全ての子どもに食品が欲しければ申請してもらい、申請があれば、困っていない家庭でも 1 回は食料を配布するという

事業です。全ての子どもにチラシを配布するのは、困っている家庭とそうでない家庭を区別させないでためです。チラシには、生活困窮にある方とは一切記載せず、必要がある人となっています。その結果、74人から申請がありました。島田市の人口は約10万人なのでもつと申請があると想定していたので反省点です。



資料 17 島田市「子ども応援プロジェクト」

資料 18 島田市「子ども応援プロジェクト」の仕組み

また、申請があった家庭のうち1/3が、支援が必要なのにも関わらず、これまでどこの関係機関にも相談に行っていないということが分かりました。支援が必要な家庭には保育園や幼稚園に通っている子どもいましたので、改めて、その結果を保育園や幼稚園と共有し、一緒に支援してくれることになりました。

困っている人はなかなか相談には行きません。困っている人に支援を行おうとしても、生活困窮者と言ってしまうと、相談にも来てくれずSOSをキャッチできません。気軽に相談できる仕組みづくりのためのアクションが必要だと思っています。さまざまな課題を抱える人を相談者へつなぐ紹介者、NPO、町内会など様々な方や団体が、ハブ（結節点）として行動することが重要です。

ぜひ、今日来られた皆さん一人ひとりにハブ（結節点）になってもらいたいのです。今日のフォーラムではこれから4団体の支援組織が発表されますが、皆さん一人ひとりが紹介者・仲介者として行動して頂けることを願っております。

最後になりますが、どんな活動も一つの活動だけでは、困っている人を応援できません。だからこそ一緒に思いを連ね、連帯し協働したいと思います。まずは、連帯、そして協働！です。今後ともよろしくお願ひいたします。

Facebookのいいね！や、友達申請もお待ちしています。ご清聴ありがとうございました。

フォーラム終了後に参加者から質問がきましたので掲載します。

参加者からの質問 資料8に正規就労者45人、非正規就労者207人とあり、正規就労の割合が多いように思うが、その理由を教えて下さい。

鈴木 P O P O L Oハウス利用者は就職率や自立率は高いですが、正社員率は高いと思つてはおらず、課題だと思っています。しかし私たちのスタッフには、国家資格であるプロのキャリアコンサルティング技能士やキャリアコンサルタント、社労士がおり、ハローワークの場合、どちらか1人いればいいところですから、圧倒的に職員の質が違い、就労の確立は違います。

参加者からの質問 資料9に、10市と協定を結ぶとあるが、その内容を教えてください

鈴木 2015年7市（三島市 沼津市 富士市 富士宮市 藤枝市 島田市 掛川市）と協定を結び、一時生活支援事業と自立相談窓口の契約を結びました。

自立相談窓口は就労支援をセットで行わなければならないし、一時生活支援事業は宿泊のみで、相談員をおくには自立相談窓口の契約もしなければいけません。そのためセットで受託しています。

2016年から焼津市、熱海市、伊豆市が加わりました。

2018年度から伊東市が参加の意向を示している状況です。

パネルディスカッション

神奈川発！若者希望社会へ

(パネリスト)

- 石上 恵子さん (一般社団法人 神奈川県生活サポート 専務理事)
- 伊佐 憲明さん (企業組合 ワーコレ・キャリー 理事長)
- 岡田百合子さん (NPO 法人 ワーカーズ・コレクティブ協会 専務理事)
- 永岡 鉄平さん ((株) フェアスタート代表取締役、
NPO 法人フェアスタートサポート代表理事)

(コメンテーター)

- 鈴木 和樹さん (NPO 法人 POPOL0 ハウス事務局長、
NPO 法人 フードバンクふじのくに 事務局次長)

(コーディネーター)

- 岡田百合子さん (NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ協会 専務理事)



向かって左より鈴木さん、岡田さん、永岡さん、伊佐さん、石上さん

岡田 これから後半のパネルディスカッションをはじめます。まず、私を含めて4名のパネリストから資料に基づき報告していただきます。それでは住いや生活についての支援を行っている石上さんからご報告いただきます。



1 シェアハウスと若者 —生活困窮者支援 16 年を通じて—

報告者 石上 恵子さん

(一般社団法人神奈川県生活サポート 専務理事)



石上 神奈川県生活サポートグループの石上です。私たちの活動は多重債務者支援を目的に 1999 年に設立した「神奈川県消費者信用生活サポート」から始まっています。今日は若者のシェアハウスを主に話しますが、多重債務者の救済事業から法人が始まった経緯も話したいと思います。

多重債務者支援からホームレス支援のハーバー宮前開設へ

神奈川県生活サポートグループ

① 一般社団法人 神奈川県生活サポート 2015 年 9 月法人格変更
(特定非営利活動法人 1999 年 12 月設立)

- ・ 路上生活者自立支援施設（ホームレス支援）2001 年 11 月
 - ・ 障がい者グループホーム（路上生活をしていた障がい者のためのホーム）
 - ・ シェアハウス（仕事はあるが家はない等自立度の高い人のための住まい）
 - ・ 相談支援事業所（障がい者福祉サービスを受けるための計画相談）
- ② 一般社団法人 神奈川県生活サポート基金 2007 年 12 月設立
- ・ 生活再生相談（多重債務・家計相談等）
- ③ 一般社団法人 ラヴィ・アシスタンス 2011 年 9 月設立
- ・ 就労継続支援 B 型事業所（障がい者作業所）

利用者と職員

利用者定員 合計 127 名 (①&③) 24 時間 365 日対応 職員数 52 人

資料 1 法人と事業の紹介

- ・ 法人設立の目的は多重債務者救済
- ・ 路上生活者の存在を知る
- ・ 地域の社会資源の活用を提案される
- ・ 2 種施設は「貧困ビジネス」が跋扈する分野
- ・ 対抗軸として「市民による理想の施設運営」をめざすことを理事会で決定
- ・ 「自立支援施設 ハーバー宮前」を開設

生活相談

生活保護申請・障がい者手帳申請

自治体の壁、手帳申請から取得までの長い道のり

緊急時対応 時には緊急介入もある
就労支援

履歴書の書き方、衣服貸与やアドバイス、法人内就労先
通院同行、服薬管理、見守り
医師への説明、本人への説明など
借金整理
アフターケア
アパート自立した人に対する支援

資料 2 路上生活者自立支援施設 (ハーバー宮前) 開設の経緯

資料 3 ハーバー宮前で行っている支援

多重債務者支援の救済事業を模索する中で、多重債務が原因で、路上生活に陥った人たちが少なからずいて、無料低額宿泊施設の多くがいわゆる「貧困ビジネス」である現状を知ることになりました。それに対して市民による理想の施設運営をやろうということで、2001年に路上生活自立支援施設ハーバー宮前の開設にチャレンジしました。地域の反対もある中、「明日は我が身だよね」という自治会長さんの後押しもあり、支援がはじまりました(資料2、3)。

2010年神奈川県生活サポート基金で生活再生相談、多重債務・家計相談、2011年からは障がい者の就労継続支援B型事業所も始まり、生活困窮されている方のニーズに対して「住まいの提供」「宿所・食事の提供」「生活再生相談」「就労相談」、新たな自立に向けた支援は、現在127名の方に24時間365日対応しています。

2015年に生活困窮者自立支援法が施行され、「最低限の生活維持ができなくなるおそれのある人」の支援が始まりましたが、私たちはおそれのある人も、ホームレスなどすでに維持できなくなってしまった人も、幅広く対応しています。理由を問わず路上で死なせたくないという思いでやっています。目の前の困った人に対応してきたことが、グループホーム、シェアハウスに拡がりました。

障がい者グループホーム

「ハーバー宮前」に来る人の中で、漢字も満足に書けず、明らかに知的障がいの疑いがあるが障がい者手帳を持たず、これまで手帳を取るサポートがないまま過ごしてきたであろう人たちに気づきました。そこでまずは手帳の取得から始め、2006年に障がい者グループホームを開設することになりました。現在、横浜、湯河原、熱海に5施設あります。

シェアハウス

ある日、グループホームに貼ってあった「お困りごとはありませんか」のチラシを見て、ネットカフェに半年も寝泊している若者が助けを求めてきました。仕事はあるが住まいを失った人です。その頃「ハーバー宮前」からアパート自立した人たちの中で、孤独に耐えられず自殺した人が何人かあり、孤独は何より辛いと実感していました。この、自立度が高い人たちが孤独にならずに暮らせる場所として、シェアハウス「ハーバー三ツ沢中町」を開設することにしました(2009年)(資料4)。私たちはシェアハウスを、仕事はあるが家がない等、比較的自立度の高い人のための住まいと定義し、現在横浜市内4か所(西区、神奈川区、磯子区、鶴見区)に24室あり、ほぼ満室状態が続いています。

「ネットカフェ難民」と呼ばれる方が増加し助け求めてくるようになったのは2009年頃からです。派遣切れや会社の倒産や解雇のため、急に住むところを失った人が多く、住むところさえあれば自分で生活できる人たちです。シェアハウスはそんな人たちのために法人が連帯保証人となりました。

現在の入居者の方が住居を失った理由は、解雇・離職、離婚、家賃滞納、ギャンブル依存、犯罪により失業、雇用期間が切れ、寮退去などでそれぞれに複雑な理由を抱えており、入居者の中には一銭も家賃を払わずにふらつといなくってしまう人もいました。



資料4 シェアハウス市内4か所 24室

シェアハウスの特徴と課題

個としての領域が守られながらも、孤独に陥らない
生活のペースを自分なりにつくことができる
共有スペースの清掃などを通して他者との関係性の
構築を学ぶことができる

課題

法人として採算がとれない
見守りや入院時などの生活支援が必須
入居者同士のトラブルは避けられない
→ 再出発、若者支援（引きこもり等）

● 職員の資質向上

→運営方針策定、職員研修
支援マニュアル、法人独自研修読本等作成
資格取得奨励策（取得費用助成、資格手当）

● 職員と利用者の対等な関係の保持

→ おおぜいの職員による支援 = 優待防止、
職員同士情報の共有化

● 伴走支援付就労としての場

資料5 シェアハウスの特徴と課題

仕事を持っている方も、生活保護受給者もいます。入居者同士が支え合うシェアハウスの良さは、比較的自立度が高く、かつ孤独にならずに暮らせるところだと思います。

課題は、法人としてシェアハウスの運営の採算がとれない、特に人件費が確保できないことです。そのため入居者への生活支援（見守り・入院付き添い・葬式等）が必須であるのに、その費用は持ち出しになっています。対応できる人材が不足しています。その他、複雑な課題を抱える入居者同士のトラブルへの対応もあります。生活困窮者自立支援法による支援の場合は、支援と同時に就労することが求められていますが、就労に至るには、もう少し余裕が必要です。就労、就労、就労と追い立てられているようです。生活支援付

資料6 職員体制と組織づくり

きでないと就労が難しい人も多く、生活保護を受けながら中間的就労につき、徐々に自立していく段階を認めることが必要と思っています。

法人としても、職員の資質の向上、職員と利用者の対等な関係の保持、伴走支援付き就労の場の保持が欠かせないと考え研修に力を入れていることを最後に申し添えます。

岡田 住まいをテーマに活動し、相談から拡がっていろいろな住まいに発展し、就労支援まで行っている石上さんのお話しだったと思います。

それでは次に二つのワーカーズ・コレクティブが協力して、若者の就労の場づくりをしている実践を伊佐さんから発表してもらいます。

2 生きづらさを抱える若者の 働きの場づくり

—引き払い事業とおもしろ倉庫の実践—

報告者 伊佐 憲明さん

(企業組合ワーコレ・キャリー 理事長)



企業組合ワーコレ・キャリーの伊佐と申します。今日は、「ワーコレ・キャリー」と「ワーカーズ・コレクティブはっぴいさん」が協働して事業を立ち上げ、若者の働き場づくりを開設した実践をお話しします。

<企業組合ワーコレ・キャリーの概要(2017年3月31日現在)>

- メンバー数 52名
- 出資金 1,684万円
- 事業高 14,980万円
- 事業内容 一般貨物自動車運送事業
軽貨物自動車運送事業
食品・物品等販売事業
ミニ引っ越し業
- 車両台数 一般車両 12台
軽車両 20台 計 32台
- 事業所 5カ所(①川崎 ②鴨居 ③あやせ ④小田原 ⑤葉山)



資料 1 企業組合ワーコレ・キャリーの概要

企業組合ワーコレ・キャリーは、コミュニティー配達事業として生協の配達業務、小さな引っ越し便などを24年間行つてきました(資料1)。その中で、2008年からワーカーズ・コレクティブ協会の実習生を受け入れ、これまでに約30名を受け入れています(資料2)。

<ワーカーズ・コレクティブ協会からの実習の受け入れ>

- 2008年からこれまでに受け入れた実習生 約30名
- メンバーとなった人 3名、一般企業に移行した人 1名



資料2 多様な人の実習の受け入れを実施

- 家の中の掃除（窓ふき、床・浴室・トイレの掃除、換気扇・コンロまわりの汚れ落とし・ゴミ出し等）
- 家具の移動、電球の取り換え、障子の張替え
- 庭掃除、草むしり、木の伐採・剪定
- 外出や買い物のお手伝い
- 引っ越しの際の荷造りや荷解き
- ペットの散歩
- パソコンに関する相談やパソコンでの文書作成のお手伝い

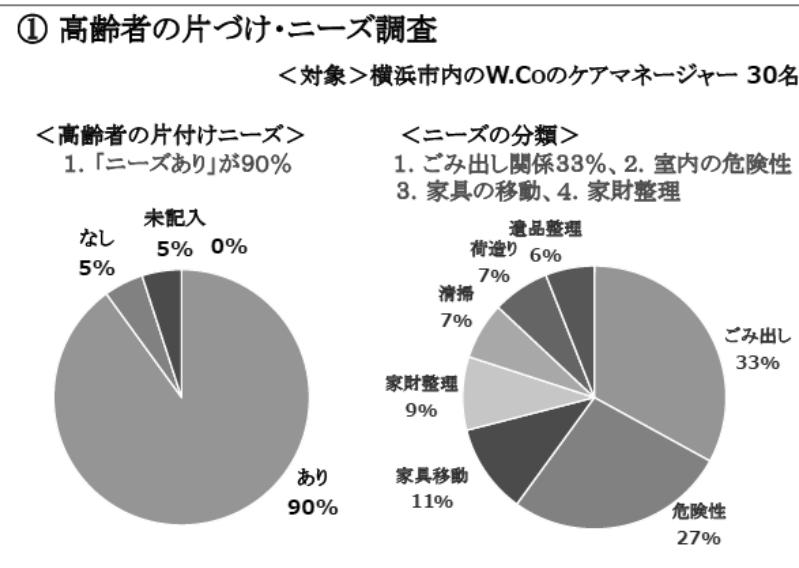
<メンバー数> 約30名



資料3 ワーカーズ・コレクティブ はっぴいさん

また、ワーカーズ・コレクティブ(以下ワーコレはっぴいさん)は、就労経験や社会経験が少なく、雇用機会に恵まれない若者たちが、地域の家の掃除・家具の移動、木の伐採、外出時の手伝いなどのサービスを行う居場所兼働き場として作られました(資料3)。

協働することの契機は、事務所の引っ越し作業をワーコレはっぴいさんの若者に手伝ってもらって実施したことからです。ワーコレはっぴいさんの若者の力とキャリーの物流力が協力することで、新たな可能性を感じました。元々、ワーコレ・キャリーは生協の牛乳事業が縮小し、「お気軽ポーター便」事業を開始していましたが、この事業の更なる発展が必要でした。ワーコレはっぴいさんでは、継続的な仕事の確保が課題となっていました。このような二つのワーカーズが課題を抱えていたことが新しい事業の契機となりました。二つのワーカーズによる事業の可能性を確認するため、高齢者の住まいの片づけに関するニーズ調査を実施しました。



資料4 高齢者の片づけ・ニーズ調査

その結果、「高齢者の片づけニーズあり」は、90%もあることが分かり(資料4)、二つのワーカーズが共同で「生前整理・片付け、引き払い」事業を始めることにしました。

この事業は高齢者の単身の方、障がいのある方など生活支援が必要な人たちへ、掃除・片付け、整理などのソフトな福祉

サービスから移転に伴う引っ越し、引き払いまで行います。物流面をキャリーが行い、片付け・掃除をワーコレはっぴいさんが担当します。実施にあたっては、先駆事例となる企業組合あうん(東京)に調査・研修を行ったり、若者たちの事前研修を実施しました(資料4)。

また、事業開始にあたって必要な費用(経験のない若者たちが事前研修に通い続けるための費用、回収品を分別するための倉庫の改修費用、作業に必要な備品の購入費、チラシやHP作成などの広報費用、「はっぴい&キャリー」のロゴマーク入りのユニフォームの作製費等)は、(公財)かながわ生き活き市民基金の助成プログラムを活用して、沢山の方からご寄付をいただきました

3か月の研修後、若者たちは現場デビューすることができました(資料5)。回収したものは生活クラブ生協港北センターを借りてさらに分別し、分別作業による資源化は、資源利用38トンで、資源化率89%となっています(資料6)。



資料4 解体・分別作業の研修風景



資料5 3か月後の地域レビュー

回収品のうち、リユースできるものは、毎月第4日曜日に港北センターおもしろ倉庫でフリーマーケットを開催しています。徐々に常連客も増え、同時に少しづつ地域の人たまり場にもなっています。

今後の課題は、ニーズに応えて事業をさらに拡げていくことと、若者のたちに仕事を覚えてもらい、事業の担い手になってもらうことです若者たちは、この暑い夏も乗り切り、担い手としてだいぶ成長してきています。



スタッフは全員ボランティアです。
若者たちも参加しています。

資料7 生活クラブ港北センターのおもしろ倉庫でフリーマーケット開催

それでは、担い手の若者のうち2名が会場にきていますので、参加して良かったことや、今後についてお話ししてもらいます。

多智花 私は、もう1年半ぐらいやって来ています。先輩が繰り返し教えてくれるので、身について来ています。まだ単純な作業や片付けしかできていないので、今後は、車の運転とか小さな引っ越しの作業とか、分野を広げていければよいと考えています。

村松 私は、港北おもしろ倉庫で先輩たちに丁寧に教えてもらって色々なことを覚えてきました。今はわからないことがあれば聞いているので、今後は自分で判断してできればいいなと思っています。



ワーコレはっぴいさんからも発言

岡田 多智花さん、村松さん、今日は、ありがとうございます！最初に会った頃よりはずっと、逞しく、しっかりしてきたなと思います。まだ、はっぴいさんで働き続けるためには課題がたくさんあると思いますが、一つひとつ課題をクリアーしていくばいいので、頑張ってください！

3 ワーカーズ・コレクティブ協会の居場所の取組み

—孤立させず地域でつなぎ支える—



報告者 岡田百合子さん

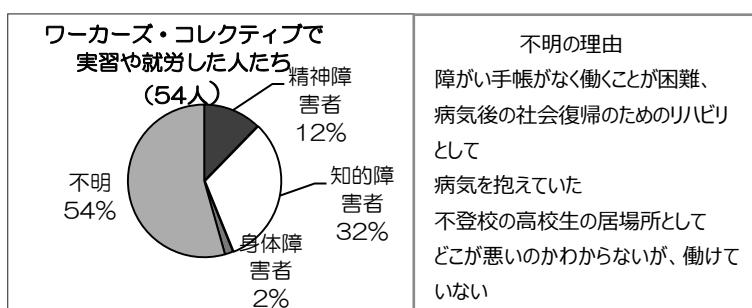
(NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ協会 専務理事)

ワーカーズ・コレクティブ協会は、多様な人々が地域で共に働き、共に暮らすための、社会参加や就労支援を行っている団体です。伊佐さんから働く実例をお話ししましたので、私はデータに基づき、ワーカーズ・コレクティブ協会の取組み、特に地域で多様な人が働く居場所事業の取組みについてお話しします。

ワーカーズ・コレクティブの実践
ワーカーズ・コレクティブとは、自分たちの自己表現できる働き場として、メンバー全員が対等な関係で働き、出資、運営する組織で、1982年にスタートし、現在神奈川では約240団体があります（資料1）。振り返ってみると、ワーカーズ・コレクティブが誕生したころからすでに様々な困難を抱えた人たちが実習を経てワーカーズで働いていました（資料2）。2005年の協会の調査によると、27団体で54人が実習や就労を行っていました。理由が不明という54%の方は、障がい者手帳を持っていないけれども働くことが困難な人、病気後の社会復帰のためのリハビリとして働いている人、既に病気を患っていた人、不登校の高校生の居場所として等、一般的な働き方が苦手な人がワーカーズのお世話を受けながら働いており、多様な働き方を受け入れることのでき、ワーカーズの特徴である

グループ	業種	団体数
在宅福祉	家事介護	37
	デイサービス	10
	住まい型生活支援	7
	居宅介護支援	1
	食事サービス	17
	移動サービス	19
	保育	17
	健康支援	4
福祉クラブ生協	食文化（仕出し弁当、レストラン、配食）	10
	生協委託（配送、事務、店舗）	10
	生活文化（編集、会計、PC、石けん工場、リサイクルショップ）	21
福祉クラブ生協	家事介護・食事・生活支援・移動・保育・他	107

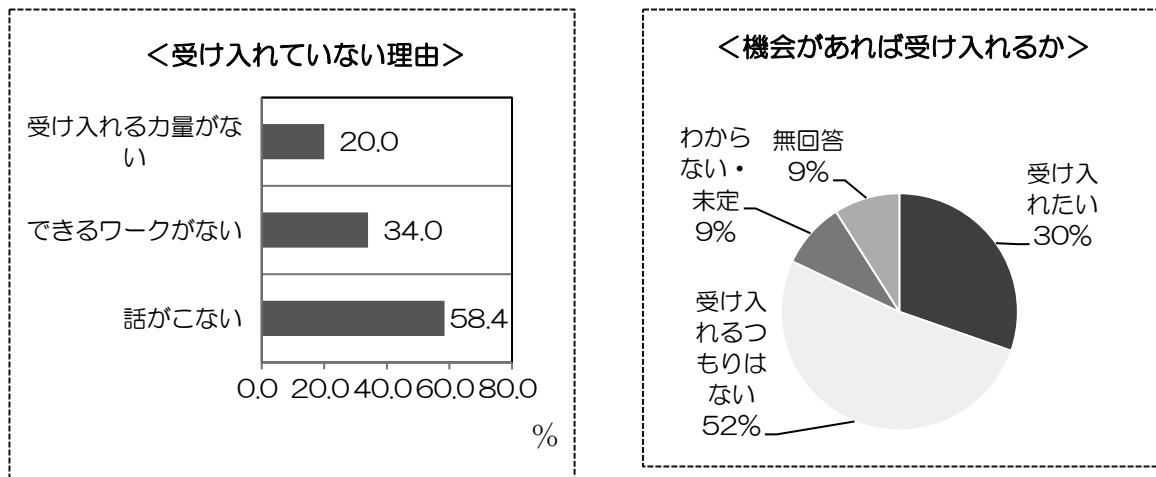
資料1 ワーカーズ・コレクティブの事業



資料2 すでに困難を抱えた人が働いていた
を受けながら働いており、多様な働き方を受け入れることのでき、ワーカーズの特徴である

「柔軟性」「良い意味の適當さ」がよく分かる実績がありました。

また、ワーカーズ・コレクティブ対象に「実習を機会があれば受け入れるか」と調査したところ3割が受け入れるという回答がありました（資料3）。私たちは3割のワーカーズが「やってみたい」と言っていることに励まされ、この活動を拡げることにしました。最初は



資料 3 機会があれば実習の協力をしてみたい

自分たちの居場所を働き場として作ってきたワーカーズでしたが、地域の労働の受け皿となり、だれもが参加して生きていける「参加障がい」のない社会に作り替えるきっかけとしていきたいと決意した（協会の研究会答申）のです。そこからワーカーズを中心とした就労支援が始まったという経過があります。

「私たちの働き場から地域の働き場へ」

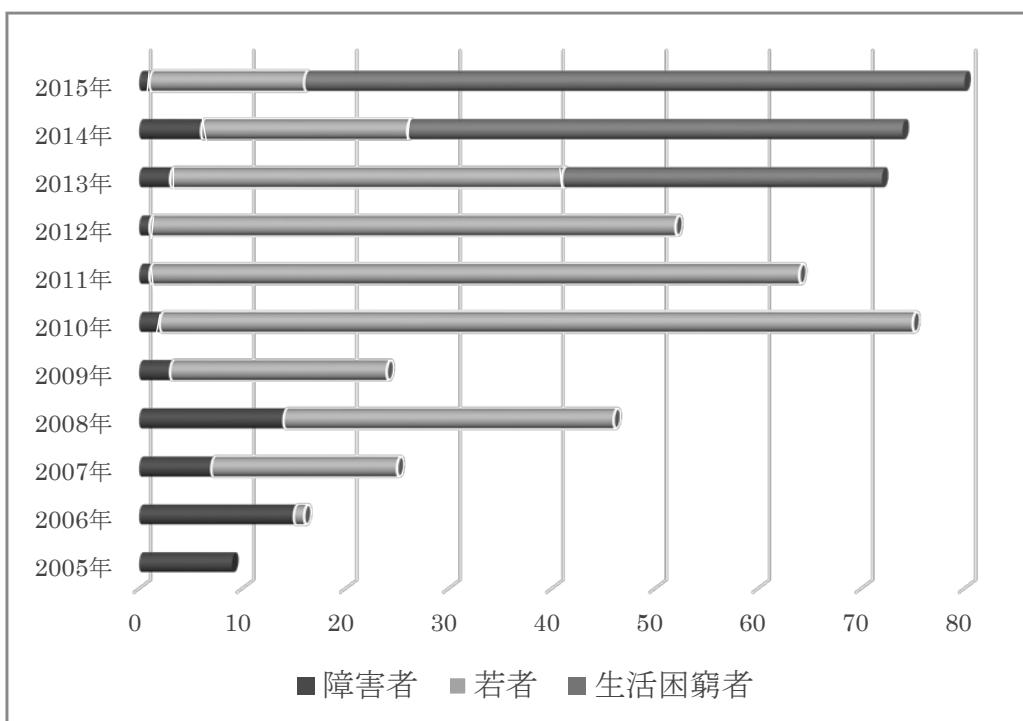
私たちはまず障がい者の就労支援として横浜市の職場体験実習コーディネートを受託し

私たちの働き場から地域の働き場へ～協会の事業として就労支援を進める～

- 障がい者の就労支援（2005年～）
 - 横浜市の職場体験実習コーディネート事業受託
 - これ以降横浜市実習協力事業所登録・若者の就労支援（2006年～）
 - 長いことひきこもりだった若者の就労への一步として、職場体験の場が必要だった「若者サポートステーション」の相談から始まった。
- 困窮者の就労支援（2011年～2014年）
 - 生活保護世帯の子どもたちを対象とした社会体験事業。就労意欲の喚起に向けて若者を対象に実施（横浜市）
- 横浜市就労準備支援事業の受託

資料4 ワーカーズ協会の事業活動

ました。次に、若者サポートステーションの相談から、長い間ひきこもりだった若者の職場体験を実施し、今も毎年契約をしながら行っています。



資料 5 実習利用者実績 (左から障がい者・若者・生活困窮者)

困窮者の就労支援は2011年から3年間、生活保護世帯の子どもたちの社会体験事業を行いました。この時、生活保護世帯の子どもたちを受けいれたワーカーズは、同じような生活環境の人たちで構成されていましたので、一種のカルチャーショックがありました。何にびっくりしたか、歯磨きの習慣がないから虫歯が多い、親の働く姿を見ていないので、働く感覚や理由が分からず…。改めて、環境が異なればいろいろな違いがあり、あたり前のこと がそうではないことに気付かされたのです。

2015年からは、生活困窮者支援制度の中の就労準備支援事業を横浜市から受託し、障がい者、若者、生活困窮者等の就労困難者をワーカーズ・コレクティブで実習利用者として受け入れてきました(資料4)。実習利用者の実績は、資料5の通りで、生活困窮者が多いのですが、生活困窮者の半数近くが若者(10代から30代)ですので、若者が約8割近くと最も多くなり、若者が多く実習を利用しているということになります。

横浜市と協会のヒアリングデータ(資料6)では、横浜市の就労準備支援事業利用者の特徴は、生活保護受給者が全体の9割を占めています。また多くの利用者が、同居家族の介護や世話をしている、心や身体の病気を抱えている、ひきこもり体験がある、などに気づきました。一般就労することは難しい人たちがワーカーズやNPOで、短時間ワークで働くをしているのです。

就労準備支援事業の課題としては、

- ① 短期間での実習では、利用者の様子の一部しかみることができず、家庭状況も分からず、事業所として就労できるかどうかの見極めが難しい、
- ② 利用者が抱える課題は複合的で就労以外の問題もある、働けば解決できるわけではな

い、

③ 出口（とされるもの）は就労先だけでなく、社会参加の場、人と人の出会いの場、居場所までの多種多様なものが求められる、

④ 就労への支援も必要だが、地域で働き続けるための支援も必要である、

等があります。解決に向けて協会では、生活技術を体験する講座事業や、新たな事業所を開拓しました。「コミュニティキッチンぽらん」は、障がいを持つ若者たちの事業を協会と雇用関係を結び実施し若者の参加を拡げました。次に、雇用ではなく、当事者も参加して起業する、自分たちで集まって仲間をつくる、自分たちで物事を決める、ワーカーズ・コレクティブとして「はっぴいさん」の設立を支援しました。さらに「共同で仕事をつくる」くらしのサポート事業を展開しています（資料7）。

① 就労準備講座

掃除、片付け、調理などの生活技術の基礎、お金の管理について学ぶ、農に親しむ、体験実習

② 新たな事業所つくり

コミュニティキッチン ぽらん 2009年-2015年

弁当・総菜の製造・販売（障がい者・若者の参加）

③ 当事者も参加して起業する

ワーカーズ・コレクティブはっぴいさんの設立支援
(2012年)

地域の方たちへの生活支援サービスの提供

仲間をつくる、緩やかな働き場、自分で決める働き場

④ 共同で仕事をつくる

くらしのサポート事業「はっぴい＆キャリー」支援

- 働いていても、働けなくても人とのかかりを持てる場
- 楽しむ場、学びの場、学び直しの場
- 中間的就労の場であること
- 安心して相談ができる場
- 地域との繋がりが持てる場

2年間実施してきた就労準備講座を基礎に、さらに中間的就労の場として、事業も併設した居場所づくりを進めています。

資料 7 課題解決に向けた協会のチャレンジ

資料 8 居場所事業の取り組み（概要）

居場所事業に向けて

「共に働く共に暮らす」というキーワードを掲げてきましたが、働き場があっても、それだけでは十分ではなく、支援する相手の、家にいる時の姿・生活する姿が見えないことが不安でした。家族や学校、地域とのつながりが弱い人たちを孤立させず、地域でつなぎ支えていくためには、新しいつながりが必要で、居場所事業（資料8）に取り組んでいこうと準備しています。

働けても働けなくても、人とのつながりが持てる場、学びの場、学び直しの場、中間就労の場（訓練）、安心して相談ができる場、地域とのつながりが持てる場を準備しています。

居場所は生活の学校です。困窮にあると用具がなく調理しない生活に慣れてしまいますが、インスタントラーメンでは栄養が取れていない、そこに「栄養のためにキャベツを入れ

ましょう」という、そんなことから始めます。また就労実習に来るとき、服装などから衛生面での課題があることは見えており、洗濯機はなくても石けんでシャツや下着を洗うなどを教える、金銭管理・お金の使い方を学び、一人で暮らせるようになってもらいたい。あとは中間就労として、読む・書く・パソコンの操作などを身に付けます。地域の人とのつながりは大変重要で、偏見をなくすために地域の人に講師などで参加をしてもらうこともあります。

就労支援の取り組みから見えてきた居場所の対象者は「何でも有り」です。①働きたいけど自信がない10代から40代の人、②就労にはまだ時間がかかりそうな人、③学習や生活スキルを身に着けたい人、④実習の体験をしたい人などを想定しています。困窮者自立支援を利用する人は圧倒的に男性が多いのですが、女性はいないのかというと、そうではなく、見えていないのです。見えていない人を顕在化させるにはそれなりの仕掛けが必要です。

孤立させず地域でつなぎ支えるために何ができるか、これまで培った団体や個人のネットワークにより連携して地域の働き場や社会参加の場の発見し、たくさんの仲間と一緒に考え、行動する人を増やし、社会参加の居場所や事業所を拡充していきたいと思っています（資料9）。

私たちにできることは

- ネットワークによる連携
- 地域の働き場、社会参加の場の発見
- 人と人の出会いの場
- 一緒に考え、行動する仲間を増やす
- 社会参加の居場所や事業所の拡充

資料9 孤立させず地域でつなぎ支えるために

岡田 私の話は以上です。では最後になりますが、就労の出口として地域の企業と若者をつないでいる永岡さんからお話しを伺います。

4 地域の企業と若者をつなぐ コーディネーターが、今求められている

報告者 永岡 鉄平さん

((株) フェアスタート代表取締役、
NPO 法人フェアスタートサポート代表理事)



トップバッターの鈴木さんも 36 歳でしたが、私も 36 歳で、同年代で若者の「働く」ことについて支援を行っています。今日は、普段私が取り組んでいる、親を頼れない児童養護施設や里親家庭等の高校生や、また高校生全般が置かれている就職の状況、課題を共有させていただき、その解決のためには地域の企業と若者をつなぐ仲人（コーディネーター）が求められていることをお話しします。地域では年ごろの男女がいるとその仲を取り持つ、仲人役がいらっしゃるかと思います地域の企業と若者をつなぐ仲人役が必要です。ぜひ、皆さまに仲人になっていただけないかと思っています。

それでは、まず、普段私が取り組んでいる高校生の就労支援についてお話しします。児童養護施設や里親家庭、定時制高校から社会へ巣立つ若者達の多くは、親を頼れないに等しいハンデを持っており、ワーキングプアとなってしまうリスクが高いことから、私は株式会社フェアスタート（2011 年 8 月設立）と NPO 法人フェアスタートサポート（2013 年 1 月設立）の 2 つの組織を立ち上げ、相補的に活用し、支援を行っています。

株式会社フェアスタートでは、就職のあっせん（企業の情報提供、企業との橋渡し）、NPO 法人フェアスタートサポートは、キャリア教育¹（会社見学や就労体験を中心とした適職探索の機会提供、職業適性検査の実施や、就職相談全般）、アフターフォロー（就職後の相談、イベント・食事会などを通じた仲間づくりの機会提供等）を行っています。

新規高卒者 卒業後 3 年以内の離職率 (厚労省統計、平成 25 年入社)

- ・従業員 5 人未満の企業への就職者
⇒ 64.4% (1 年以内 39.8%)
- ・従業員 5 人～29 人の企業への就職者
⇒ 57.2% (1 年以内 31.5%)
- ・従業員 30 人～99 人の企業への就職者
⇒ 47.7% (1 年以内 23.8%)

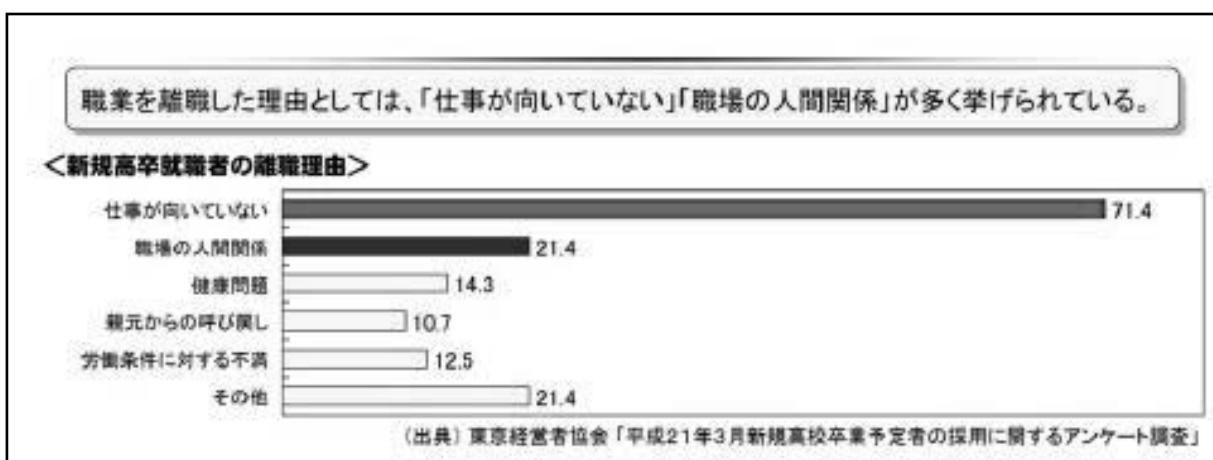
高卒新卒就職者の約 40%が
従業員 100 人未満の企業へ就職

資料 1 高すぎる 3 年以内離職率

¹ キャリア教育は神奈川、東京、千葉、埼玉を中心に 75 施設、高校 8 校、14 の里親家庭が利用している。

若者と言っても様々で、企業から大絶賛を受けることもありますが、トラブルが起きることもあります。就労体験を企業の好意で有給のアルバイトとしてアレンジした時に、逆にお金をもらうと責任を重く感じてしまい当日ドタキャンに発展することもありました。またIT技術を身に着け、大手の運送会社に就職し活躍している若者もあり、いろいろですが総じて言えることは、働かなければいけないという想いは強く、そのような若者はこの時代では貴重だと思うところから、応援しています。

しかしそういう若者たちが社会にでるとき、高卒就職の入口で起きている課題についてお話しします。高卒新卒業者有効求人倍率は、2.23倍（平成29年3月度全国平均）で、求人の方が多いことが分かります。今高校生の就職は売り手市場になっています。高卒新卒就職希望者の就職率は97.7%（平成28年度）で大卒より高い率です。しかし何が起きているかというと離職しやすいんです。資料1によるとおり、従業員100人規模未満の企業へ就職した新規高卒者3年以内の離職率（厚労省統計・平成25年入社）は、64.4%（従業員5人未満）、47.7%（従業員30人～99人）と、かなり高い数値となります。離職理由として一番多いのは、「仕事が向いていないと感じたこと」（71.4%）²（資料2）となっています。自分で決めているはずなのに、なぜこの様なことが起きてしまうのでしょうか。



資料2 離職理由として一番多いのは、仕事が向いていないと感じた事 なぜ、こういうことが起きてしまうのか

それは、社会人経験も十分ない10代後半の若者たちを文字のみの求人票（資料3、p29、30）を頼りに、たった1回程度の表面的な会社見学会で、具体的な体験をする機会もないまま就職する仕組みが大きい要因ではないかと思います。この求人票はハローワークが企業から情報を集めて高校に回し、高校ではこの中から選びなさいと指導します。会社の特徴を表すと情報までは載せられないのです。仕事先をイメージできないまま選んでしまう、これ

² 東京経営者協会「平成21年3月新規高校卒業予定者の採用に関するアンケート調査」

は書類を主に選んだ人とお見合いし、たった1回のデートで結婚するようなものではないでしょうか。若者の「正社員の短期離職」という経歴は、次の再就職の足かせとなることが多く、特に児童養護施設等を巣立った若者の様に身寄りのない若者達の多くがワーキングプアになるリスクにつながってしまいます。

では、どうすればいいのでしょうか。私たちは、児童養護施設等の高校生と、企業の橋渡しを行っています。表面的な会社選択に終わらないよう、会社の見学、会社での数日間の就労体験の機会を提供し、本人が納得感の高い状態で自己決定して入社できるようにしています。このことが、離職率の改善にはシンプルですが大きいと思っています。お蔭さまで、2016年に就職した7人の若者（資料4）は、1年半が経過しても定着率100%となっています。この7人には、困難な課題を持つ若者も含まれていて、児童養護施設や里親家庭から依頼されてコーディネートをしました。本人たちが通う高校もこうした動きを許可してくれました。

・Aさん（女性） 就職先 理容室

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしていない

・Bさん（女性） 就職先 エステ

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしていない

・Cさん（男性） 就職先 製造業

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしていない

・Dさん（男性） 就職先 旅館（フロント）

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしている

・Eさん（女性） 就職先 お弁当製造販売

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしている

・Fさん（男性） 就職先 IT企業

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしていない

・Gさん（男性） 就職先 物流会社（IT部門）

ハローワークを通じた高卒新卒採用をしていない

7社中5社は、完全に地域に眠っていた求人

しかし、知れば興味がわき、立ち上がる

資料4 2016年4月新卒入社7人の事例

結ぶ仲人が必要です。神奈川県内には児童養護施設は30以上あります。地域の優良企業を皆様もご存知なはずです。まずはそうした企業に、児童養護施設出身者たちの存在や置かれた状況を話し、雇用の提案をしていただき、そして名乗りを上げた企業が出たら、その情報を児童養護施設などに届けられてはいかがでしょうか。ぜひ、皆さんも仲人役（コーディネーター）として活躍していただければと存じます。

うまくいっている背景には、人材育成に想いのある地域の企業の存在があります。若者たちが、就労体験を通じて、社長や社員と何度も顔合わせを行い、この仕事はやっていて手応えがあると感じ自分を受け入れてくれるという安心感と共に、その会社で働きたいと納得感の高い自己決定をしたことが大きいのです。

また、今回の7社のうちハローワークを通じた高卒採用を行っていたのは2社だけだったので、残りの5社は完全に地域に眠っていた求人を掘り起ことになります。地域の企業の掘り起しには、企業と児童養護施設等を

求人番号

受付年月日 平成26年6月30日

事業所番号

求人票（高卒）

1 会社の情報

事業所名		企業全体 就業場所 (うち男性) (うち女性)	
所在地		従業員数	
		電話	
		FAX	
		Eメール	
代表者名	設立	ホームページ	
事業内容	会社の特長		

2 仕事の情報

雇用形態	正社員	派遣	求人数 通勤 住込 不同
仕事の内容	不問		
雇用期間	なし	変形 (1年単位)	時間外あり 月平均 30時間
就業場所	事業所所在地に同じ	裁量の可能性あり	休憩時間 60分
補足事項	勤務時間 (標準勤務時間等)		
	(1) 8時30分 ~ 17時30分	(2) 12時30分 ~ 21時30分	(3)

3 労働条件等

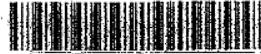
賃金切替日	末日	その他	賞与支給日	毎月 15日 翌月払い	その他
賃金形態	日給月給	日給・時給 ・年俸・その他の額	円	その他的内容	
本俸	定額基準に付ける賃金	148,000円	當業	手当 34,000円	(1) 運動
の賃金	月平均労働日数	21.0日	手当	円	内
支給	ア 税金	イ 社会保険料	ウ 宿舎費	エ 会費	(2) 住込
するもの	3,270円	25,300円		円	運動
手取	円	円	円	円	内
特別に支払われる手当	実費(上限なし)	マイカー通勤不可			(3) 住込
確定	手当	円	賞与	年なし 年回計 月分又は 万円	運動
	手当	円		(一就労者の昨年度実績)	内
	手当	円	年あり 年2回 計 2.50分又は 万円	昇給	住込
	手当	円		昇給あり 年1回 1,000円/月又は %	運動

資料3 高卒の求人票1 労働条件等は記載があるが、会社の特徴などの情報はない

求人番号

受付年月日 平成26年6月30日

事業所番号



求人票(高卒)

3 労働条件等(つづき)

休日・休暇	休日、週休二日制のその他の場合 月9日公休	有給休暇	入社時 0日 6ヶ月経過後 10日 最大 20日	休業等	育児休業あり 介護休業あり 看護休暇なし
福利厚生等	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金 退職金制度あり(勤続3年以上)	備考	私的年金会員あり 1部屋 1人当たり 勤務先までの時間	就業規則	年齢あり一律 60歳 パートタイムあり 高齢用あり 65歳まで 勤務組合なし 勤務地なし
通学	否 時間記述なし (賃金支払いなし)	通学時間	学級名	通学費用の企業負担	小学校 学科書本 費用 授業料月額 円
		分	交通手段	なし	

4 選考

受付期間	~ 9月5日	選考	9月16日	復数応募
選考場所	以降随時	日	以降随時	可(平成26年11月1日以降)
選考方法		応募書類見学	可	随時
送者		採否決定	7日後	選考結果なし
連絡手段	直接 対面接見	学科試験(一般学年 基礎学年 教科 その他)		
送者名	氏名			(入社日) 平成27年4月1日
電話番号	FAX			(在住旅費) なし
電子メール				任

5 据置事項・特記事項

- ◆年間休日数113日には夏季3日、冬季2日含む。
 ◆営業手当は残業30時間分を含む。
 ◆残業が30時間を超える場合は超過分を別途追加支給。
 ◆一時面接は人事担当者、最終面接は監督面接。

※特別手当として以下4つがあります。

- ・住宅手当(世帯主)
- ・家族手当
- ・資格手当
- ・専門職手当

- ◆応募前面接見学 随時可。面接前連絡。

※賞与については、昨年度対象者なし
(入社半年間も対象となる)

インターネットによる全国の高校への公開 可

6 求人連絡・推薦数と採用・離職状況

求人登録番号	求人連絡数	学年		推薦人員		学年		推薦人員		採用状況	平成23年3月卒	平成24年3月卒	平成25年3月卒	受理・審査印
		新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録							
		人	人	人	人	人	人	人	人	応募者数	0人	0人	0人	
		人	人	人	人	人	人	人	人	採用者数	0人	0人	0人	
		人	人	人	人	人	人	人	人	候補者数	0人	0人	0人	
		人	人	人	人	人	人	人	人	解雇者数	0人	0人	0人	
求人登録番号	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	採用状況	応募者数	採用者数	候補者数	解雇者数
新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	採用状況	応募者数	採用者数	候補者数	解雇者数

産業分類 諸業分類 就業場所住所
雇用保険適用事業所番号

6 意見交換

岡田 時間も残り少なくなってきたが、少し意見交換をしていきたいと思います。会場からの意見・質問を頂く時間がありませんので、私の方からパネリストの皆さんに質問させていただきます。まず、伊佐さんに質問します。伊佐さんはワーカーズ・コレクティブとして、また、市民事業として若者の働き場づくりを行っていますが、今後さらに展開していくためには何が必要だとお考えですか？

伊佐 ワーカーズ・コレクティブは、柔軟に労働条件を自分たちで決めることができる所以若者の働き場を作り出していると思います。さらに若者たちを受け入れていくためには、地域にワーカーズ・コレクティブを増やし、様々な人を受け入れて市民事業を行っていくことが必要だと思います。

岡田 ありがとうございます。本当はもっと質問したいのですが、残念！

それでは、次に永岡さんにご質問です。先ほどのお話しの中で、7社中で5社を新たに掘り起こしたと言われていました。すごいなと思いました。どの様にして掘り起こしたのか教えてください。また、コーディネーターになるためのポイントや気をつけなくてはいけないことなどを教えてください。

永岡 まず、企業の開拓として3つぐらいのことをやっています。まずはメディアやHPを通じた広報です。メディアに取り上げてもらい、それをみた企業からの問い合わせがあります。二番目は、経済団体を通じての発掘です。地域にはロータリークラブ、ライオンズクラブ、商工会議所のような様々な経済団体があります。その中の一つに中小企業家同友会という人材育成に熱心な企業家が集まっている団体があります。私はその会員となって集まりに参加しネットワークや情報収集を行い人材育成に想いのある企業を発掘しています。三番目は知り合いの企業家等からの紹介です。

コーディネートを行う時には、若者の特徴を具体的に伝える様にしています。例えば、発達障がいの若者の特徴を伝える時に、発達障害とだけ伝えてしまうと企業側は構えてしまうので、落ち着きがないとか、コミュニケーションが苦手とか具体的に伝えた方がいいと思います。そうすると企業側から社員の中にも同様の若者がいるとリアクションもありました。

岡田 その方の状況をしっかりと具体的に伝えることが重要なのですね。それでは、鈴木さん、今日、話し合っていたことを聞いて、どの様な感想を持ちましたか、また、具体的に進めるためには、どうしたらいいでしょうか。アドバイスをお願いします。

鈴木 皆さまのお話しを伺って、おとなになってから何かしようとすることは、改めて大変だと思いました。時間を守れない、お金をもらってやるのは大変と思って出勤しない、住まいからいなくなってしまうなど、一步踏み出すことは大変です。静岡のフードバンクにひき

こりだった方が思い切って半年ぐらい参加していました。その方に、「時給をだしましょうか」と提案すると胸をはって「絶対にいやです。そんな責任は負えません」と言われてしまいました。私ならラッキー！と思ってしまいます。仕事をするには、本人が大切で譲れないこと、心のよりどころを見つけることが重要であると思いました。そんな時に、今日発表された皆さんには、寄り添って来られたのだと思います。そのようなことを実践されてきた皆さんに今後に向けて必要なことをコメントすることはおこがましいですが、点と線である活動をコラボレーションをすることが必要だと思います。はっぴい＆キャリーさんの様に。今日が、実際にコラボレーションする機会になればいいと思っています。

岡田 ありがとうございました。時間も少なくなり最後に一言です。言い残したこと、お願ひしたいことをお願いします。

石上 前々から支援のネットワークを作りたいと思っています。シェアハウスの住人の方で「絶対に役所には行きたくない、バカにされた。就労支援の窓口でも生活保護の窓口でも」と言っている人がいました。最終的には役所に行くことになりましたが、役所の入口しかないと、その人は救済されません。地域には色々な入口が必要だと思います。色々な入口を通じて支援のネットワークに繋がっていくと思います。

知ること、関心を持つことも入口の一つです。以前、自分達が住むまちを、子ども、お母さん、高齢者、勤労者などのグループで再現するワークショップに参加したことがあります。その時に再現されたまちは、子どもは、学校や駄菓子屋、お母さんは、保育園やスーパー、高齢者は病院等と同じまちに住んでいるのにまったく違う地図が再現されました。この様に、私たちは関心があることしか記憶に残らないので、今日のフォーラムで若者や生活困窮にある人の困難な状況を知っていただき、関心を持っていただけたので、ここを入口にして支援のネットワークが繋がっていけばいいと思います。

伊佐 地域で様々な市民事業がありますが、市民事業をネットワークして地域を作っていくためにはワーカーズ・コレクティブの果たす役割が大きいと思います。地域に様々なワーカーズ・コレクティブがあればいいなと思っています。そのためには、多くの皆さんのがワーカーズ・コレクティブに参加していただければと思います。よろしくお願いします。

永岡 若者が会社を辞める前にいかに早いうちに未然にふせぐかが重要です。1年以内に仕事を辞めてしまう転職組の再就職は、私たちも苦戦しています。先ほどお話しした7人からも辞めたいと相談されることもありました。なぜ、辞めなかつたのかを考えてみると就職する際に最初の基礎固めが行われていらからだと思います。働くことによって得られるものがお金ではないことが分かってきているからだと思います。転職組はどうしもお金に縛られています。最初の一歩の違いで若者の人生が変わってしまいます。ぜひ、皆さんと一緒に最初の一歩をしっかりとさせたいと思います。地域によい企業があれば、児童養護施設につないでいただければ、施設も企業も大変喜ぶと思います。

鈴木 先ほど石上さんからもありましたが行政の姿勢を変えていく、正していくことも重

要です。行政を変えていくには地域の声は重要です。私たちも当初は行政からちゃんと対応してもらえませんでしたが、「もっと応えてあげてください」という地域の声によって行政の姿勢が変わってきました。色々なところで団体同士の協力していくことを積み重ねていくことは重要です。相互に補いながら活動していかなければと思います。早い段階からの子どもたちの就労支援は重要ですので、子どもの貧困問題に取り組む子ども食堂、無料学習塾等と連携していきたいと思っています。今日はありがとうございました。

岡田 今後、市民事業をすすめる中で、石上さんには住の確保で、伊佐さんとは市民事業同士で協力して、永岡さんとは中途採用の対応と一緒に協力して、鈴木さんには色々な相談をお願いできればと思います。今日は、パネリストの皆さんありがとうございました。改めて拍手をお願いします。

登壇者紹介(登壇順)

鈴木和樹さん (特非)POPOLO 事務局長、フードバンクふじのくに事務局次長

子どもの頃の生活保護受給の経験から、静岡で食料支援のフードバンク活動、自立支援施設POPOLO ハウスの運営、中間就労事業、一時生活支援事業などを地域の社会資源を活用して取り組む。若者目線で先駆的に取り組む活動は、多くの団体による協同性を重視し、参加型であるなど神奈川の活動に近い。永岡鉄平さんと同じ 36 歳。

石上恵子さん (一社)神奈川県生活サポート専務理事

1999 年から市民による路上生活者支援で住まい・食事・生活保護につなぐ活動を続けるうちに、ネットカフェから仕事に行く若者に気づく。アパートの入居・生活支援など若者の課題にも取り組む。事例紹介を中心に、見えにくく困難な状況にある若者について住まいを中心に報告する。

伊佐憲明さん (企)ワーコレ・キャリー理事長

経験のない若者、シングルマザー、高齢シングル、障がい、無業など、意欲があっても就労の機会にながらない人々とシニアが繰り広げる誰もが共に働く場づくり。掃除、片付け、整理などソフトな福祉サービスから、引越し・引き払い事業など、居場所兼はたらき場づくりを若者とともに報告する。

岡田百合子さん (特非)ワーカーズ・コレクティブ協会専務理事

働くことにつながらない若者たちのなかには、親・学校・地域から学んだ経験が少ないために、基本的な生活習慣が身につかず、いきにくさを抱える若者がいる。そんな若者たちが学び、経験し、生きる力をつけるための居場所づくりに挑戦。居場所には事業も併設し、地域の人たちの手も借りながら、若者の巣立ちを応援したい。

永岡鉄平さん (特非)フェアスタートサポート代表理事、(株) フェアスタートサポート代表取締役

児童養護施設や定時制高校から社会へ巣立つ若者達の多くは、親を頼れないハンデから、最初の就職先でミスマッチが起きるとワーキングプアとなってしまうリスクが高い。「かわいそう」ではなく「もったいない」を想いに、キャリア教育から就職仲人、アフターフォローまで丁寧な個別就労支援に取り組む。

付記

生活困窮者自立支援法等の一部見直しの方向性と課題

生活クラブ生活協同組合
座間市就労準備支援事業共同企業体
現場主任者 澤口隆志

ここでは、今後困窮や就労困難等の問題に向き合う上で避けられない生活困窮者自立支援制度見直しの方向性と課題を現時点で可能な範囲で整理します。

1. 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正するための法律案」の要点と制度見直しの方向性

生活困窮者自立支援法施行実施後3年目となった平成29年、社会保障審議会は12月15日に「生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」（以下「報告書」）を提出しました。これを受けて平成30年2月9日に政府は「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正するための法律案」（以下「一部改正案」）を国会に提出しました（施行期日平成30年10月1日）しました。

とりわけ、第一章第三条の「定義」を見直し、「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」としたことは重要です。なぜなら、その社会的な背景要因を明記したことにより、困窮の問題の所在を個人や家庭の責任へと矮小化することは許されなくなったからです。

生活困窮者支援に関わるあらゆる分野の関係者が、この定義および第二条の理念「①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立などの生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援、③地域の関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）」を共有し、適切で効果的な支援を展開することが「一部改正案」が示す制度見直しの方向性です。

2. 「一部改正案」の概要

自立支援の強化として以下の項目がとりわけ重要な「改正の概要」として示されました。（資料1）

これに関連して都道府県の努力義務がより具体的に示されました。神奈川県はまだ県として就労準備支援や家計相談支援事業を実施していません。

生活クラブ運動グループが、神奈川県生活再建相談支援事業、横浜市、藤沢市そして座間市の就労準備支援事業を担っています。その実績からも、神奈川県が町村部や任意事業

を単独で実施できない一般市の、広域での就労準備支援事業ならびに家計相談支援事業の実現に向けて、その担い手も含めての提案を検討することは課題です。

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化（生活困窮者自立支援法）

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ
(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-06.pdf>

資料1 「改正の概要」

3. 「報告書」から見る今後の制度見直しの方向性

「報告書」ならびに社会保障審議会での議論経過から、以下のことが施行期日とされる平成30年10月1日以降に「指針」として出されることが予測されます。

- 1) 現在15歳以上64歳以下とされている生活困窮者自立支援制度利用者の年齢制限がはずされる見込みです。これによって65歳以上の年金受給者の困窮問題や就労問題もまたこの制度を軸に社会的支援のあり方が問われます。ただ、現行の予算枠をそのままに実施するならば現場の担い手側に大きなしわ寄せが起こることに留意が必要です。
- 2) 年齢要件と合わせて収入要件も枠をゆるめることになる見込みです。
- 3) 就労準備支援事業の1年間の利用期間の制限も、個々の利用者の特性に応じてアセスメントとプラン作成により実体的に有効で可能なものにできる方向です。

4. 課題

しかし、以下の点は今後の課題として残される見込みです。

- 1) 就労準備支援事業、家計相談支援事業の必須事業化

この点については社会保障審議会でも大方の委員はその必要性を認めていました。そのため、「一部見直し」では「努力義務」として明記されましたが、全国での就労準備支援事業実施状況が4割程度という現状と地方の小規模自治体における扱い手不足を理由に現時点での必須事業化は見送られる方向です。

2) 認定就労訓練事業所への何らかの後押し

認定就労訓練事業所は発生する全ての費用を負担し、また認定申請事務も複雑で、全国的に実施状況は低調です。事業所の申請登録窓口はこれまでの都道府県と政令指定都市から一般市に広がります。しかし認定就労訓練事業所への何らかのインセンティブの検討は見送られる見込みです。

3) 中学卒業以降で就労していない若年世代への支援

中学卒業後進学や就労していない人や、高校を中退した若年層、虐待などで家族を頼れない子どもや児童擁護施設を退所した若者への社会的支援の方策の必要性も社会保障審議会で議論されました。全国で就労準備支援事業を積極的に推進するほとんどの自治体でその利用者のかなりの部分をこうした若者が占めます。更に、今は通信高校や定時制高校や専門学校に繋がっている若者が今後就労につながることができないままに学校を離れ孤立していくことは、教師のなり手の減少や高齢化をはじめ学校現場が疲弊している状況から容易に予測できます。

しかし、この点も厚労省と文科省の縦割りの壁という課題として残るようです。

私たちは座してこの状況を見るのではなく、学校や児童養護施設との連携して就労準備や就労支援、「学び直し」の場づくりを実践し、上記の政策実現を地域生活点の目線の側へ引き寄せ、次世代への責任を果たしたいものです。

4) 「一部改正案」に伴う社会福祉法106条の3の改正とモデル自治体への注目

「一部改正案」に関連して社会福祉法106条の3が、「包括的な支援体制の整備」として「生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」を規定し、改正されました。

これは、生活困窮者自立支援事業と地域包括支援体制の縦割りを排除し、その横断的・一体的な運用を推進する自治体への支援を宣言したことを意味します。

家族や地域社会のセーフティーネットが解体する一方で、超高齢・超少子社会が深刻化し、地域社会を再構成する扱い手は枯渇しています。この現状に対し、藤沢市、小田原市そして座間市等の県内の先駆的な自治体は行政の仕組みを再構築し、地域住民の主体的な困りごと解決を支援しようと努力しています。この具体的な実践モデルに注目し共に考え共に実践したいものです。

**本フォーラムの開催・報告書の発行は、
当財団の福祉たすけあい基金を活用しました。**
福祉たすけあい基金は、意思ある市民からの
毎月 100 円の寄付により、運営しています。

- ★助成事業として、2013年より2017年度末までに97団体に約3100万円を助成しました。
- ★助成事業のほかに、子ども・若者の貧困や、格差の是正を取り上げたフォーラム・地域フォーラムを継続して開催しています。
- ★自主研究会として行った「非営利協同による社会的連帯経済の促進に向けた、マイクロクレジット・フードバンク研究会」は、2018年一般社団法人フードバンクかながわ設立につながりました。

福祉たすけあい基金へのご寄付をお願いします。

- ☆財団ホームページ・あるいは045-620-9044へご連絡ください。
- ☆公益財団へのご寄付は、所得税、市民・県民税、企業の特別損益参入が適用される税制優遇の対象です。



発行：公益財団法人 かながわ生き活き市民基金

住所：〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-2-15
パレアナビル6階

TEL : 045-620-9044 FAX : 045-620-9045
Mail : info@lively-citizens-fund.org

発行日／2018年3月
表紙デザイン：企業組合エコ・アド／印刷製本：田安製本

